



市からの連絡帳

届け出・年金

西東京市民カードの引き換え窓口

印鑑登録証から暗証番号入り市民カードへ、または表面の8桁の番号が金色の破損しやすい市民カードの引き換えのための窓口を開設します。あわせて市民カードの暗証番号の新規登録・変更も受け付けます。

場・時 保谷庁舎1階…11月2日(土)・16日(土)・30日(土)/田無庁舎2階…11月9日(土)・23日(祝)
各日午前9時～午後0時30分

持 ①印鑑登録証、西東京市民カード・ほうや市民カードのうちいずれかお持ち

のもの ②官公署の発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、旅券、顔写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など)

※暗証番号を登録・変更する場合は、必ず本人が来庁してください。

※②をお持ちでない方が暗証番号を登録・変更する場合は、照会方式(後日もう一度窓口に来庁)と、即日登録のできる保証人登録制度があります。保険証や年金手帳をお持ちください。

※代理人による破損したカードの引き換え申請は、上記に加えて代理人選任届(本人自筆で登録印を押印したもの)が必要です。

◆市民課 **田**(042-460-9820)
保(042-438-4020)



住民票等自動交付機のご利用を!

西東京市民カード・ほうや市民カードの暗証番号を登録している方は、住民票等自動交付機で住民票の写し・印鑑登録証明書をお取りいただけます。

□交付手数料

1通 200円(※窓口交付 1通 300円)



住民票等自動交付機

□設置場所

設置場所	利用日時
田無庁舎2階	月～金曜日…午前8時30分～午後8時
保谷庁舎1階	土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
ひばりヶ丘駅前出張所	柳沢公民館
	月～金曜日…午前9時～午後8時
	芝久保公民館
	土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
保谷駅前公民館	※第4月曜日はお休み
	火～金曜日…午前9時～午後7時
東伏見ふれあいプラザ	土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時
	※月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日が停止

※いずれも12月29日～翌年1月3日はお休み

◆市民課 **田**(042-460-9820)
保(042-438-4020)

平成24年度 決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④)の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。

これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に

□健全化判断比率と資金不足比率

◆健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準
①実質赤字比率	— (実質黒字比率 3.53)	11.49
②連結実質赤字比率	— (連結実質黒字比率 5.39)	16.49
③実質公債費比率	0.6	25.0
④将来負担比率	20.5	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「ー」と表示しています。

注：()内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

◆資金不足比率

(単位：%)

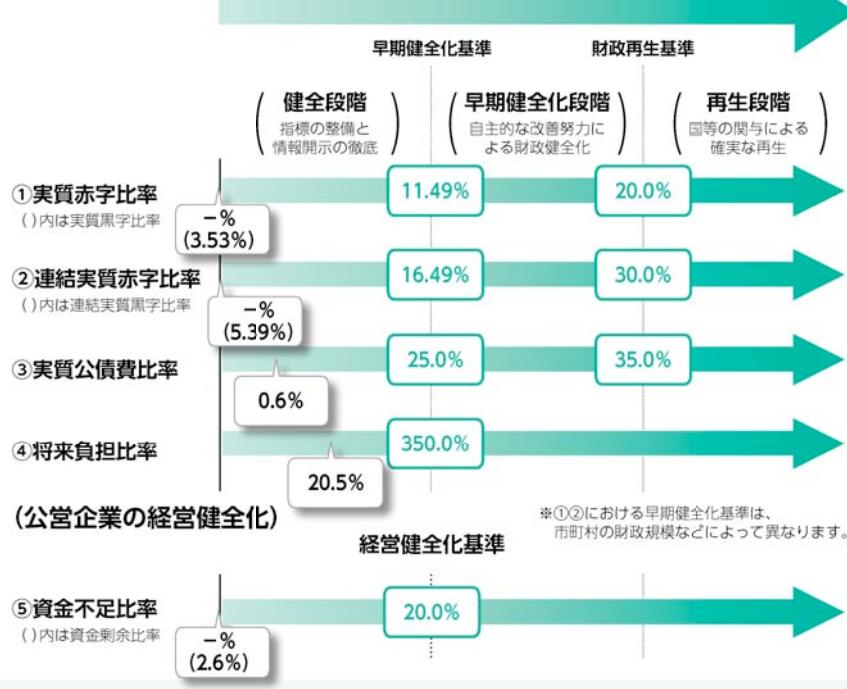
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤下水道事業特別会計	— (資金剰余比率 2.6)	20.0

注：資金不足額がない場合は、「ー」と表示しています。

注：()内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

□平成24年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率

財政悪化



向けた取り組みを行うことになります。

平成24年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、すべての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。

◆財政課 **田**(042-460-9802)

◆語句解説

◇実質赤字比率

一般会計等(※1)において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※2)に対する割合です。

◇連結実質赤字比率

特別会計を含めたすべての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

◇実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

◇将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

◇資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

※1 一般会計等

地方公共団体の会計のうち、地方税や交付税などを主な財源とする会計など(地方公営事業会計以外の会計など)で、本市の場合は、一般会計、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計が該当します。

※2 標準財政規模

地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです(臨時財政対策債の発行可能額を含みます)。

財政白書・市税白書を作成しました

市では、市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。財政白書(平成24年度決算版)は財政課(田無庁舎3階)、市税白書(平成24年度版)は市民税課(田無庁舎4階)、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

◆財政白書に関するお問い合わせ……財政課 **田**(042-460-9802)

◆市税白書に関するお問い合わせ……市民税課 **田**(042-460-9826)・納税課 **田**(042-460-9831)・資産税課 **田**(042-460-9829)